

社会安全研究財団
助成調査研究

ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国及びカナダの
刑事司法手続きにおける少数民族者対策

平成11年3月

警察大学校学友会
安全問題研究会

はじめに

近年における我が国と諸外国との経済関係における相互依存度の高まり、交通・通信手段の飛躍的発展等に伴い、我が国と諸外国との交流はますます活発化しているが、同時に、一攫千金を夢見て我が国に不法入国・不法残留する者も多い。このような傾向は、近時におけるアジア経済の状況を反映して一層悪化しつつある。また、我が国的一部地域においては、不法就労による外国人コミュニティーの形成が見られ、その中に、犯罪組織・グループを形成して各種犯罪を敢行する者も少なくない。

これに伴って、来日外国人犯罪の司法手続きにおいて通訳問題等日本人のみを対象にしていた時代には考えられなかつた種々の問題が生じてきている。そこで、本邦における外国人犯罪対策の一助とするため、社会安全研究財団の助成により、外国人の受け入れ問題について先行しているドイツ、アメリカ及びカナダの三国について、刑事司法手続きにおける少数言語者対策に対する調査研究を実施した。

本資料の作成にあたっては、社会安全研究財団を始め、多くの方々に協力を仰いだことをここに記し、深く謝意を表したい。

平成11年3月

警察大学校学友会
安全問題研究会

ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国及びカナダの 刑事司法手続きにおける少数言語者対策

< 目 次 >

第1 ドイツ連邦共和国における少数言語者対策	-----	1
1 ドイツ連邦共和国における犯罪発生状況	-----	1
(1)序	-----	1
(2)ドイツ連邦共和国における犯罪発生状況	-----	1
①全般的な犯罪発生状況	-----	1
②外国人被疑者による犯罪発生状況	-----	2
③外国人被疑者の国籍	-----	4
(3)大都市における犯罪発生状況	-----	4
(4)フランクフルトにおける犯罪発生状況	-----	5
①フランクフルト警察署管内の犯罪発生状況	-----	5
②外国人被疑者による犯罪発生状況	-----	7
2 ドイツ連邦共和国における外国人犯罪に係る刑事訴訟手続き	-----	9
(1)序	-----	9
(2)通訳・翻訳に関する法規制	-----	9
①全般的な法規制	-----	9
②法廷における通訳実務	-----	10
③ヘッセン州における司法通訳人制度	-----	11
(3)通訳人の運用	-----	12
①裁判所	-----	12
②検察	-----	12
③警察	-----	12
(4)訴訟手続きの各段階における通訳実務	-----	13
①裁判の告知	-----	13
②勾留	-----	14
③仮逮捕	-----	14
④捜索・差押え等	-----	15
⑤被疑者・証人の取調べ	-----	15
⑥公訴	-----	16
⑦略式命令等	-----	17
⑧公判	-----	17
(5)通訳・翻訳の報酬	-----	18
(6)通訳人確保のための諸方策	-----	19

(7)通訳の正確性・中立性確保のための諸方策	-----	19
①正確性確保の問題	-----	19
②中立性確保の問題	-----	21
 第2 アメリカ合衆国における少数言語者対策	-----	22
1 アメリカ合衆国における犯罪発生状況	-----	22
(1)序	-----	22
(2)全般的な犯罪発生状況	-----	22
(3)シアトルにおける犯罪発生状況	-----	24
2 連邦レベルにおける通訳人問題	-----	26
(1)序	-----	26
(2)法廷通訳人制度	-----	27
(3)捜査段階における規制	-----	27
(4)連邦裁判所における通訳をめぐる判例	-----	29
(5)連邦捜査機関の通訳人確保のための諸方策	-----	31
①移民帰化局 (I N S)	-----	32
②連邦捜査局 (F B I)	-----	32
③アルコール・タバコ・火器取締局 (A T F)	-----	33
3 ワシントン州における通訳人問題	-----	33
(1)序	-----	33
(2)通訳人の種類	-----	34
①公認通訳人	-----	34
②未公認通訳人	-----	35
(3)通訳人の選任	-----	35
(4)通訳の報酬	-----	37
(5)通訳人の倫理規則	-----	37
(6)シアトル市警察における通訳体制	-----	38
①部内職員	-----	38
②部外協力者	-----	39
③部外通訳専門業者	-----	39
(7)通訳人の運用	-----	41
①裁判所	-----	41
②検察	-----	43
③警察	-----	43

第3 カナダにおける少数言語者対策	-----	46
1 カナダにおける犯罪発生状況	-----	46
(1)序	-----	46
(2)カナダにおける犯罪発生状況	-----	48
①全般的な犯罪発生状況	-----	48
②外国人被疑者による犯罪発生状況	-----	51
③クルーの設置	-----	52
2 カナダにおける外国人犯罪に係る刑事訴訟手続き	-----	52
(1)序	-----	52
(2)刑事訴訟手続きの概要	-----	53
①権利の告知	-----	53
②取調べ	-----	53
③検察官送致等	-----	54
④公判と予備審問	-----	54
(3)通訳に関する法規制	-----	54
①通訳に関する法規制	-----	54
②通訳をめぐる判例	-----	55
(4)通訳人の運用	-----	55
①裁判所	-----	55
②検察	-----	56
③警察	-----	56
(5)通訳の報酬	-----	57
(6)通訳人確保のための諸方策	-----	58
①バンクーバー・コミュニティ・カレッジ	-----	58
②法廷通訳人の登録	-----	58
(7)通訳の正確性・中立性確保のための諸方策	-----	59
①正確性確保の問題	-----	59
②中立性確保の問題	-----	60
(8)外国人が被害者である場合の対応	-----	60
①被害者対策ユニット	-----	61
②バンクーバー・チャイナタウン・ストアフロント	-----	62

第1 ドイツ連邦共和国における少数民族者対策

1 ドイツ連邦共和国における犯罪発生状況

(1) 序

ドイツ連邦共和国は、1990年10月3日に旧東独との再統一を果たし、現在では全16州からなる連邦制の共和国となっている。人口は約7975万人、面積は約35万7000km²であり、約534万人の外国人（全人口比約6.7%）が居住している（数字は1991年1月1日現在）。なお、統一前の旧西独については、総人口が約6,268万人、外国人の人口が約485万人（7.7%）であった。

ドイツは連邦制を採用していること及び歴史的な背景から、各州により刑事訴訟の実務に若干の差異があるので、以下の報告については、特に明記していないかぎり、フランクフルト地方裁判所管内（これは、同検察局及びフランクフルト警察署の管内とほぼ同じである）の実務であることをお断りしておく。

フランクフルト市は、ドイツ中部に位置するヘッセン州最大の都市である。同州の人口は約583万人、うち外国人が約66万7,000人であり、人口比で約11.4%を占める。また、フランクフルト市の人口は約65万人、うち外国人が約18万人であり、人口比で約27%を占める（1992年末の推計）。

(2) ドイツ連邦共和国における犯罪発生状況

① 全般的な犯罪発生状況

連邦全体における全般的な犯罪発生状況を、連邦刑事警察局の統計資料（Polizeiliche Kriminalstatistik）により概観すると、表1のとおりである。1990年の統一までの約20年間で、犯罪発生件数及び発生率は約1.7倍になっているが、最近では、1987年を頂点にしてほぼ横ばいとなり、大きな変動はない。

表1 ドイツ連邦共和国における犯罪発生件数と発生率の推移

年度	発生件数	発生率(注1)	年 度	発生件数	発生率
1972	2,572,530	4,171	1983	4,345,107	7,074
1973	2,559,974	4,131	1984(注2)	4,132,783	6,755
1974	2,741,728	4,419	1985	4,215,451	6,909
1975	2,919,390	4,721	1986	4,367,124	7,154
1976	3,063,271	4,980	1987	4,444,108	7,265
1977	3,287,642	5,355	1988	4,356,726	7,094
1978	3,380,516	5,514	1989	4,358,573	7,031
1979	3,533,802	5,761	1990(注3)	4,455,333	7,108
1980	3,815,774	6,198	(注10#)	(4,103,797)	(6,778)
1981	4,071,873	6,603	1991	5,302,796	6,649
1982	4,291,975	6,963	(注10#)	(4,250,286)	(6,903)

(注1) 発生率は、人口10万人あたりの発生件数である。

(注2) 1984年については、一部の州で統計指標を低く取ったために減少した形になっているが、実勢はこの数値より約2%多いものと推定される。

(注3) 1990年までは旧西独地域のみの数字で、1991年からは旧東独地域を含めた現在の全ドイツ連邦共和国の数字である。旧10州とは、ベルリン州（西）を除く旧西独の10州の意味である。

②外国人被疑者による犯罪発生状況

連邦全体における外国人被疑者による犯罪の発生状況について、①と同じ統計から概観すると、表2のとおりである。

外国人の被疑者は、8年間で実数が倍増しているだけでなく、全被疑者中に占める割合も16.6%から26.7%(1990年)に急増している。更に、外国人法違反や難民認定手続法違反のように原則的に外国人を対象とする事件の被疑者を除く(表2の右側の欄)ことでドイツ人被疑者との一般的な比較を行うと、外国人被疑者は倍増し、全体に占める割合も13.7%から22.2%(1990年)に急増している。

このように、外国人被疑者による犯罪は、毎年確実かつ急激に増加しているが、これは外国人の急激な流入によるものと考えられる。

全被疑者中における外国人被疑者の割合が50%以上の罪種（手口）を列記すると表3のとおりであり、外国人法等違反のほかに、スリ、麻薬事犯、強姦が顕著である。

表2 ドイツ連邦共和国における外国人被疑者による犯罪発生状況

年度	全 犯 罪		外国人法違反関係を除く(注1)		
	被疑者総数	外国人被疑者		被疑者総数	外国人被疑者
		数	割合		
1984	1,254,213	207,612	16.6	1,209,756	165,705
1985	1,290,999	231,868	18.0	1,237,083	180,181
1986	1,306,910	252,018	19.3	1,246,193	193,703
1987	1,290,441	258,326	20.0	1,236,540	206,863
1988	1,314,080	286,744	21.8	1,247,563	223,848
1989	1,370,962	336,016	24.5	1,285,534	254,737
1990	1,437,923	383,583	26.7	1,349,912	299,415
(注2) A	1,406,752	405,545	27.6	1,382,713	324,864
B	1,602,917	415,737	25.9	1,517,531	333,750

(注1) 同欄では、外国人法違反、難民認定手続法違反及びこれらと同時に他の罪を犯した被疑者の数が控除されている。

(注2) 1991年のA欄は、旧東ベルリンを含むベルリン州及び他の旧西側10州の合計であり、1991年のB欄は、統一後の全ドイツ（16州）の合計である。

表3 外国人被疑者の割合が多い罪種（手口）

罪名（手口）	外国人被疑者の比率(%)		
	1988年	1990年	1991年
外国人法・難民認定法違反	94.6	95.6	96.0
スリ	70.3	79.7	75.8
コカインの多量密輸		51.1	55.9
強姦（集団での襲撃型）			54.5
組織による麻薬製造・取引			53.9
文書偽造		50.7	53.4
集団強姦			52.8
賭博	53.4	54.0	53.0
貨幣・有価証券偽造等		64.3	50.9

(注1) 同表の1988年、1990年の欄で数字が入っていないのは、50%以下という意味であるが、各年度の統計によると、その大部分が40%以上の比率を示していた。

③ 外国人被疑者の国籍

1991年の統計によって外国人被疑者数の多い順に国籍を列記すると、

①トルコ、②ユーゴスラビア、③ルーマニア、④ポーランド、⑤イタリア、
⑥レバノン、⑦チェコスロバキア、⑧ギリシャ、⑨アメリカ合衆国、⑩イラン、
⑪ソ連、⑫ブルガリア、⑬ガーナ、⑭モロッコ、⑮ナイジェリア、
⑯オーストリア、⑰インド、⑱フランス、⑲アルバニア、⑳イギリスと続く。
ドイツの隣接諸国、過去にガストアルバイターとして受け入れた国々、
更に東欧諸国が多いことがわかる。

これらの外国人被疑者全体の中での国別割合の増減を見ると、①トルコは漸減、②ユーゴスラビアと③ルーマニアが急増、④ポーランドが漸増である。⑤イタリア、⑧ギリシャ、⑨アメリカ、⑯オーストリア、⑱フランス、⑳イギリスなどの西側諸国は1990年から1991年にかけて急増し、⑭モロッコ、⑮ナイジェリア及びソマリア、ザイール等のアフリカ諸国は数年にわたり着実に漸増の傾向が見え、また、ベトナム、中国も少數ながら増加傾向がある。

これらの背景として、「壁」の崩壊と東側国境の開放を受けて、富める自由な国ドイツを目指して、旧東欧諸国からの人の流入が急増していること及びヨーロッパ内部の人流の自由化の結果、北アフリカ諸国の国民がスペイン、フランス経由で陸路ドイツに流入してきていることが指摘できる。その他、⑥レバノン、ソマリア、リベリア等の被疑者が多いのは、内戦状態にある国の人々を難民あるいは人道上の措置として受け入れてきた歴史の産物であると思われる。

(3) 大都市における犯罪発生状況

人口50万人以上の都市における全般的な犯罪の発生と外国人被疑者の比率を比較すると表4のとおりである。

犯罪の発生率や外国人被疑者の比率については、必ずしも人口の順ではなく、フランクフルト市が圧倒的に他の都市を引き離している。

表4 大都市における犯罪の発生と外国人被疑者の比率

都 市 名	(注1) 人 口 (約・人) 1991年	(注2) 発 生 率		(注3) 外 国 人 被 疑 者 比 率	
		1990年	1991年	1990年	1991年
1 Berlin	3,434,000 (1990年=2,131,000)	16,500	14,617	37.7 %	27.6 %
2 Hamburg	1,652,000	16,997	16,644	28.6	32.1
3 Munchen	1,239,000	8,572	8,569	38.0	39.9
4 Koln	954,000	10,556	10,715	28.5	31.6
5 Frankfurt	654,000	20,648	20,239	59.2	62.5
6 Essen	627,000	7,799	8,166	22.8	21.3
7 Dortmunt	599,000	9,642	9,460	20.6	23.3
8 Stuttgart	580,000	10,961	10,806	40.0	40.1
9 Dusseldorf	576,000	11,572	11,082	25.3	27.0
10 Bremen	551,000	14,383	18,174	22.2	26.3
11 Duisburg	535,000	7,382	7,227	26.3	25.3
12 Hannover	513,000	13,680	14,620	23.6	27.1
13 Leipzig	509,000	-	5,412	-	5.9

(注1) 人口は1991年1月1日現在

(注2) 発生率は、人口10万人あたりの犯罪発生件数

(注3) 外国人被疑者比率は、全被疑者中の外国人被疑者の割合

(4) フランクフルトにおける犯罪発生状況

① フランクフルト警察署管内の犯罪発生状況

フランクフルト警察署の管轄は、フランクフルト市と、その西方・北方に広がるマイン・タウヌスの丘陵地点に点在する高級あるいは閑静な住宅地であるタウヌス地域の市町村に大別される。

1990年末の管内人口は、フランクフルト市が約64万5000人（うち外国人が約15万7000人、人口比24.3%（注1））に対し、タウヌス地区が約20万7000人（うち外国人が約2万1000人、人口比10.1%）であり、合計で人口約85万2000人（うち外国人が約17万8000人、人口比20.9%）である。ただし、事件発生の面からというと、タウヌス地区での事件発生は管内全体の1割に満たない。

（注1） 1992年12月現在、外国人の届出人口は約17万5000人、人口比約27%に増加している。また、フランクフルト市の不法滞在外国人居住者は約5万人であると推定されている。

フランクフルト警察署管内の全般的な事件発生状況と、増加傾向が顕著ないいくつかの犯罪の発生状況を、フランクフルト警察の1991年の犯罪統計から紹介すると、表6のとおりである。

全般的傾向として10年間で約20%の発生増が見られるが、1987年を頂点に微減傾向にあり、これは連邦全体の動向と類似している。また、全体の事件発生数は、窃盗の発生数に大きく左右されることが明らかに見てとれる。

増加傾向が顕著な犯罪分野は、暴力事犯（殺人、強盗、強姦、重傷害）と外国人法及び難民認定法違反である。暴力事犯は、8年間で約1.9倍に、外国人法違反は同じく約3.0倍に発生が増加している。暴力事犯の中では強盗、特に路上におけるひったくり型の強盗の増加が顕著である。

その他として麻薬事犯の増加が目立つ。麻薬事犯は、その性質上暗数が非常に大きいので、麻薬汚染の拡大傾向を示すものとして、麻薬濫用による死者数を表5に掲げた。この死者数は、10年間で約3.9倍になっており、特に近年の増加が顕著である。

表5 フランクフルト警察署管内における事件発生状況

年度	全 体	窃 盗	暴力事犯	外国人法 難民法認 定法違反	強 盗(注1)	麻薬濫 用によ る死者
1982	120,518	78,558	(注2)			38
1983	116,068	72,802				43
1984	123,056	83,511	2,230	3,520	1,011	34
1985	129,413	89,520	2,603	3,668	1,338	31
1986	140,413	94,025	2,417	5,146	1,144(631)	45
1987	160,225	111,940	2,761	6,551	1,302(813)	62
1988	144,786	90,039	3,064	9,132	1,415(901)	62
1989	149,449	85,971	3,125	10,435	1,449(972)	80
1990	145,494	89,465	3,825	9,495	2,048(1,386)	108
1991	144,245	86,541	4,282	10,435	2,559(1,761)	147

(注1) カッコ内はひったくり型強盗の内数

(注2) 空欄部分は統計資料がない

② 外国人被疑者による犯罪発生状況

フランクフルト警察署管内における外国人犯罪の発生については、表6に示したとおりであるが、増加の傾向が顕著であり、また、連邦全体の数字と比較して、外国人被疑者の比率が際立った高さを示している。特に、最近8年間において、ドイツ人被疑者数が漸増の後漸減したのに対して、外国人被疑者数は上昇を続け、1989年と1991年では、全被疑者の60%を超えた。

この中には、外国人法違反、難民認定手続法違反及びこれらの犯罪と密接不可分な文書偽造罪（行使罪も含む）が相当数含まれている。表6で示したように、外国人法等違反の数の増加は著しく、外国人被疑者比率を押し上げている大きな要因の一つとなっている。

しかし、これらの外国人に特有な犯罪の被疑者を控除して、一般的な犯罪についての被疑者比率を見ても、外国人被疑者の割合は、1991年で37.4%に達し、管内における外国人の人口比（20.9%）を大きく上回っている。

外国人被疑者の比率が特に高い罪種（手口）を見ると、1991年の統計によれば、文書偽造罪97.5%、外国人法関係違反97.1%、殺人64.5%、強盗61%（うち路上強盗67.2%）、重傷害52.5%（うち銃器使用54.2%）、贓物罪53.1%、公務執行妨害52.3%、麻薬法違反50.0%、窃盗42.7%（うちスリ83.6%）などである。暴力的犯罪の傾向が顕著に認められ、財産犯関係では路上強盗、スリ、贓物罪が目立つ。

外国人被疑者の国籍を多い順に挙げると、1991年は、①トルコ、②ユーゴスラビア、③ガーナ、④スリランカ、⑤インド、⑥モロッコ、⑦イラン、⑧イタリア、⑨ポーランド、⑩アフガニスタン、以下、⑪ソマリア、⑫パキスタン、⑬アメリカ、⑭アルジェリア、⑮レバノン、⑯ルーマニア、⑰ナイジェリア、⑱コロンビア、⑲ギリシャ、⑳エチオピアと続いている。

しかし、スリランカ・ガーナ・インド・イランの被疑者は、大部分が文書偽造罪と外国人法違反であるので、これら外国人特有の犯罪を除いた一

一般的犯罪についての傾向を分析すると、トルコ・ユーゴスラビア・モロッコ・イタリアの上位4か国のが被疑者だけで、一般的犯罪の外国人被疑者の半数以上を占める。また、ポーランド・ルーマニアなど東欧諸国の被疑者について増加傾向が認められる。

表6 フランクフルト警察署管内における外国人被疑者の状況

年度	被 疑 者 (全 体)				
	総 数 (#1)	外 国 人	比 率	A (#2)	比 率
1984	25,149	8,019	31.9	5,608	24.7
1985	30,272	11,576	38.2	7,161	27.7
1986	31,981	13,340	41.7	7,637	29.1
1987	34,792	15,106	43.4	8,603	30.4
1988	41,155	20,928	50.9	8,773	30.3
1989	50,659	31,444	62.1	9,169	32.3
1990	43,258	24,922	57.6	9,825	34.9
1991	43,042	26,301	61.1	9,983	37.4
年度	被 疑 者 (年 少 者) (#3)				
	総 数 (#1)	外 国 人	比 率	A (#2)	比 率
1984	5,477	1,671	30.7	1,469	27.8
1985	6,178	2,352	38.1	1,765	31.6
1986	5,920	2,620	44.3	1,811	35.4
1987	6,202	2,872	46.3	2,104	38.7
1988	7,111	4,073	57.3	2,163	41.6
1989	9,576	6,841	71.4	2,381	46.5
1990	7,343	4,654	63.4	2,756	50.6
1991	7,417	4,816	64.9	2,903	52.7

(注1) 「総数」欄は、ドイツ人と外国人を合計した被疑者の総数であり、「外国人」欄は、総数中の外国人の内数、「比率」欄は、総数中の外国人の比率を示す。

(注2) 「A」欄は、外国人被疑者総数から、外国人法違反、難民認定手続法違反、文書偽造罪の被疑者を控除した数、「比率」欄は、総数から外国人法違反等の被疑者数を控除した被疑者の中での外国人の比率を示す。

(注3) 年少者欄は、21歳未満の被疑者であり、14歳未満の刑事未成年者も含む。